

北海道知事
高橋 はるみ 様

平成18年3月3日
特定非営利活動法人
北海道NPOサポートセンター
理事長 杉山 さか系

**北海道立市民活動促進センターの指定管理者候補者選定結果
に関する申入書**

北海道立市民活動促進センターの指定管理者候補者選定結果に関して、異議を唱えます。下記理由により、異議を申し立てるとともに、決定の取り消しを求めます。

(理由)

北海道立市民活動促進センター指定管理者候補者決定基準
項(4)に「加点項目審査結果に基づき、申請者の順位付けを行い、選定委員会として、指定管理者として最適と認める第一順位の団体を決定し、知事に報告する」と規定されております。
その詳細について「指定管理者候補者決定までのフロー」に、「総合評価値の算定」を行い、第2順位以下は選定対象外、第1順位が「最適な候補者の選定」と明記してあります。

12月19日の選定委員会において総合評価値は、北海道NPOサポートセンターが72.5、北海道地域活動振興協会は、71.65となり、順位は、北海道NPOサポートセンターが第1位でした。よって、候補者決定基準に則り、北海道NPOサポートセンターが候補者として選定されるべきであると考えます。

しかも5人中3人の委員が北海道NPOサポートセンターに高得点を付与しておりました。

(問題点)

- (1) 12月19日の選定委員会において、前述の総合評価値の集計結果に基づき、冒頭委員長が「第1順位は(北海道NPOサポートセンター)になっております。したがって、(北海道NPOサポートセンター)を指定管理者候補に選定致しますが、異議はございませんでしょうか。」と発言し、次に(平塚)委員が「ちょっとよろしいでしょうか。」と切り出し、北海道NPOサポートセンターが、団体基盤が弱い、等と一部誹謗中傷と推測される発言を行い、以降議論が混迷する様子が記述されています。公平公正な議事運営を心がけ、委員長を補佐する立場にある道職員委員が、委員会の議論を一定方向に明らかに誘導したと受け取れる発言を繰り返しています。これは、委員会運営の公正公平性に欠けるものと考えます。
- (2) 財政基盤などの基本的な項目を祇園していますが、財務関係資料等に基づき、必須審査項目(資産及び財務の状況)の中で審議され、必須項目を満たしていると認められているものです。それにもかかわらず、財政基盤がやや劣っていることをもって、最大要件である加点項目審査による総合評価値に勝る判断が成されることは、公平公正性に欠けるものと考えます。
- (3) 選定委員会設置要綱第5条3項には、「選定委員会の議事は、出席委員の過半数(学識経験者である委員2人以上の賛成を含む。)をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」とありますが、設置要綱第5条3項で規定してい

る多数決は、「決定基準」との関係性から考えると、設置要綱第2条1項の公募方法等に関する審議及び第2条2項の申請資格、選定の基準及び方法等に関する審議に対して規定しているものとするのが妥当と考えます。

以上